

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局
【提出日】	平成29年 3月29日
【会社名】	株式会社ハウスフリーダム
【英訳名】	HouseFreedom Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小島 賢二
【本店の所在の場所】	大阪府松原市阿保四丁目1番34号
【電話番号】	072 ( 336 ) 0503
【事務連絡者氏名】	取締役 森光 哲也
【最寄りの連絡場所】	大阪府松原市阿保四丁目1番34号
【電話番号】	072 ( 336 ) 0503
【事務連絡者氏名】	取締役 森光 哲也
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人 福岡証券取引所 ( 福岡市中央区天神二丁目14番 2 号 )

1【提出理由】

平成29年3月24日開催の当社第22回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成29年3月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当に関する事項及びその総額

普通株式1株につき金15円00銭 総額61,050,000円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年3月27日

第2号議案 定款一部変更の件

定款を下記のとおり、一部変更します。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 監査役</p> <p>(新設)</p> <p>3 会計監査人</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 (新設)</p> <p>(条文省略)</p> <p>第26条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第27条~第28条(条文省略)</p> <p>第5章 監査役 第29条~第31条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 監査役</p> <p>3 監査役会</p> <p>4 会計監査人</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第26条(現行どおり)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>第28条~第29条(現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第30条~第32条(現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>

現行定款	変更案
(新設) 第32条～第33条(条文省略)	(監査役会規則) 第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。
(新設) (新設)	第38条～第39条(現行どおり) 第6章 会計監査人 (選任方法) 第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。
(新設)	(任期) 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
(新設) 第6章 計算 第34条～第37条(条文省略)	(報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第7章 計算 第43条～第46条(現行どおり)

第3号議案 監査役2名選任の件

伊藤誠英及び松岡宏治を監査役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	34,637	105	0	(注)1	可決(99.70%)
第2号議案 定款一部変更の件	34,642	100	0	(注)2	可決(99.71%)
第3号議案 監査役2名選任の件				(注)3	
伊藤 誠英	34,615	127	0		可決(99.63%)
松岡 宏治	34,616	126	0		可決(99.64%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上